

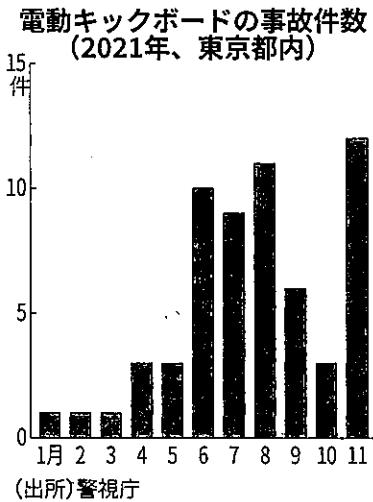
電動ボードに反則切符

利用者が増加している電動キックボードを巡り、警視庁は12月上旬にも違反走行に対する交通反則切符（青切符）の交付を始める。信号無視や歩道走行など比較的軽微な交通違反は指導や警告にとどめていたが、事故や違反行為が相次ぐ事態を重視。適用対象の車両を絞り込むデータベースも整備し、次世代モビリティに対する取り締まりを強める。

信号無視や歩道走行 対象

警視庁によると、電動キックボードの運転者に対する指導・警告は今年1~10月で1557件あり、事故は1~11月で60件起きた。6月には新宿区内で、無免許運転の女性が信号を無視して交差点に進入しタクシーと衝突する事故が発生、タクシーの乗客が軽傷を負った。

電動キックボードの利用者は増えている



電動キックボードは電動式のモーター（原動機）定格出力0・60キロワット以下）を使って走行するタイプが多く、道路交通法上の「原動機付き自転車」に該当。公道走行には運転免許証の携帯やナンバー�プレートの整備が必要に、原動機付き自転車は電動キックボードによる信号無視などに対し、指導運転者は違反点数が計算され、反則金も科される。累積で一定の違反点数になると、免許停止や取り消しひつた行政処分を受ける。

新たに運用を始める青切符の交付は、信号無視や歩道走行、車両の整備不良などを対象とし、飲酒運転など、より悪質な違反行為については刑事処分を検討する。

や警告による再発防止に努めていたが、利用者の拡大とともに違反行為も目立つようになり、従来の運用を改めることとした。

このため、市販されている車両の性能や形状、仕様を登録したデータベースも構築。現場で取り締まりの際、違反両を照合して見極め、警察官がその場で反則切符を交付できるようにする。

大の伊藤安海教授（安全医工学）は「電動キックボードの利用者は自転車感覚で乗っている場合が多く、取り締まりの強化は安全意識の向上につながる」と指摘する。

一方で「交通ルールの周知が十分と言えないなか、取り締まりが先行すれば利用者の反感を招きかねない。十分な啓発活動も並行して進めていくべきだ」と話している。